


# がいこくじんじゅうみん かた 外国人住民の方へ

## じゅうみんひょう ＜住民票について＞

- つぎ あ ひと じゅうしょ ひと し く ちょうそん じゅうしょ とどけで ひつよう  
次に当てはまる人で住所がある人は、市区町村に住所の届出が必要です。
    - ざいりゅう も ひと ちゅうちょうきざいりゅうしゃ  
・ 在留カードを持っている人（中長期在留者）
      - にゅうこく ざいりゅう あと こうふ か ひと あてはまります。  
※入国するときに、在留カードは後で交付することがパスポートに書かれた人も当てはまります。
    - とくべつえいじゅうしゃ  
・ 特別永住者
      - いちじ ひ ご きよかまた かりたいざい きよか う ひと  
・ 一時庇護の許可又は仮滞在の許可を受けている人
    - しゅっしょうまた にほんこくせきそうしつ けいかたいざい ひと  
・ 出生又は日本国籍喪失による経過滞在の人
- 
- じゅうしょ さだ ひ いない す し く ちょうそん てんにゅう とどけで  
住所を定めた日から1 4 日以内に住んでいる市区町村に転入の届出をしてください。  
てんにゅう とどけで じゅうみんひょう つく  
い。転入の届出をすれば住民票が作られます。
  - べつ し く ちょうそん かいがい ひっこ ばあい ひっこ す し く ちょうそん てんしゅつ  
別の市区町村や海外に引越す場合、引越す前に住んでいる市区町村に転出の  
とどけで  
届出をしてください。  
おな し く ちょうそん なか ひっこ ばあい ひっこ いない す し く  
同じ市区町村の中で引越す場合、引越してから1 4 日以内に住んでいる市区  
ちょうそん てんきよ とどけで  
町村に転居の届出をしてください。
  - にゅうかん ざいりゅう しんせい ざいりゅうきげん す ざいりゅうしかく うしな  
入管に在留の申請をしないで在留期限が過ぎたときなど、在留資格を失った  
ばあい じゅうみんひょう  
場合は住民票がなくなります。  
ざいりゅうきかん こうしん にゅうかん てつづ わす ちゅうい  
在留期間の更新などの入管での手続きは忘れないように注意してください。

## <マイナンバーカードについて>

- 住民票が作られたら、マイナンバーカードの申請をすることができます。
- 氏名や住所などに変更があった場合は、住んでいる市区町村へ届出が必要です。
- マイナンバーカードの有効期限は、在留期限が決まっている人は在留期限と同じです（一部、在留期限がくる前に有効期限がくる場合もあります）。
- 入管で在留の申請をして新しい在留カードを受け取っても、マイナンバーカードの有効期限は自動的に延びません。新しい在留カードを受け取ったら、マイナンバーカードの有効期限がくる前に、住んでいる市区町村で有効期限を延ばす手続きが必要です。入管で在留の申請をした後、新しい在留カードを受け取るより前にマイナンバーカードの有効期限がくる場合は、有効期限がくる前に市区町村で手続きをすれば、有効期限を2 か月延ばせます。

